
学校ネットワークシステム再構築
及び運用保守業務
事業仕様書

令和元年 8 月

甲府市教育委員会

目次

1 事業の概要.....	1
1.1 本事業の目的.....	1
1.2 本事業について.....	1
1.3 本事業の基本的な考え方.....	1
1.4 サービス仕様について.....	2
1.5 業務仕様について.....	2
2 支払区分.....	2
2.1 支払対価の区分.....	2
2.1.1 基本的な考え方.....	2
2.1.2 請求時期による支払区分.....	3
2.2 対価の減額.....	3
2.2.1 基本的な考え方.....	3
2.2.2 ペナルティポイント.....	3
2.2.3 評価ポイント.....	4
2.2.4 支払対価の減額.....	5
2.3 解約.....	5
2.3.1 基本的な考え方.....	5
2.3.2 委託者の帰責事由による解約の場合.....	5
2.3.3 事業者の帰責事由による解約の場合.....	5

1 事業の概要

1.1 本事業の目的

甲府市教育委員会では、政府の教育情報化に向けた実証実験事業である学校インターネットⅠ（平成 11 年度～平成 15 年度）及び学校インターネットⅢ（平成 13 年度～平成 15 年度）（以下「学校インターネット」という。）の採択を受け、様々な取り組みを進めてきたところである。このふたつの事業の終了に伴い、同事業内容を継続させるため、平成 16 年度から、新たに学校のネットワークシステムを外部事業者が所有する施設・設備で運用するアウトソーシング対応で再構築・運用するとともに、平成 20 年度のネットワークシステムの再構築においては、通信速度の向上、個人認証システムの導入によるセキュリティ対策の向上等を図る中で、教育の情報化事業を実施し、これまで情報教育の分野で大きな成果を上げてきたところである。

また、平成 25 年度からは、校務支援ソフトウェアを導入するなど、校務環境の更なる ICT 化の推進・活用を目的に機能充実と効果的な運用を進めてきたところである。

これらの事業成果により、甲府市の教育の情報化は大きく進展したが、教育現場におけるセキュリティ事故の発生等により、情報セキュリティの重要性が高まり、平成 29 年 10 月に文部科学省より「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が示された。このことから、教育委員会としてもその内容を踏まえ、教育情報セキュリティポリシーの策定及びセキュリティ対策強化を踏まえたネットワークシステムの再構築を行う。

1.2 本事業について

本事業は、その目的を実現するため、対象となる学校ネットワークシステムを構築・運営し、関連する作業を提供するサービスを調達するものである。

本事業は、以下の 7 つの業務から構成される。それぞれの業務の詳細は、「2 支払区分」及び事業契約書を参照のこと。

- ① ネットワークサービス業務
- ② センターサーバサービス業務
- ③ システムサービス業務
- ④ 保守サービス業務
- ⑤ ヘルプデスク業務
- ⑥ 運用支援サービス業務
- ⑦ その他追加業務等

本事業の契約期間は、契約締結の日より、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

個別のサービス提供期間が異なる場合には、別途定める。

1.3 本事業の基本的な考え方

本事業においては、物品調達や一部作業の委託という考え方ではなく、システムサービスや SI サ

ービス等、事業者が提供するサービスそのものを調達するという考え方を採用する。

また、契約により支払うべき対価は、委託者にもたらされたサービスの結果を評価（モニタリング）し、決定される。

本事業の契約において設定される契約価格は、委託者が示すサービス仕様・業務仕様等の事業関連図書により規定した品質・機能や、そのほか他団体等の事例から一般的に必須と判断されるサービス内容を全て満たして提供した場合の対価として設定している。従って、これらの品質・機能等が満たされなかった場合には、本書で規定する方法により減額を行い、支払対価が決定される。

1.4 サービス仕様について

本事業において調達及び評価をする対象はシステムによって実現されるサービスそのものである。従って、サービスを構成する技術的な仕様・手法は事業者任せ、委託者は、結果として受け取るべきサービスの水準に関する仕様を規定している。

事業者は、サービス仕様を満たし、あらかじめ合意された品質を確保する範囲においては、事業者の責任と負担で必要な作業・機器の調達、要員の手配等を実施しなければならない。また、サービス仕様や事前に合意された事項を満たす範囲においては、機器やソフトウェア、作業の内容などの技術的な実現手法は事業者が自由に選択することができる。

具体的なサービス仕様に関しては、「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務 サービス仕様書」を参照のこと。

1.5 業務仕様について

本事業において、システム及び関連サービスの結果として実現したい業務内容を、業務仕様として定義する。具体的な実現手法については、提案評価時及び契約交渉時に、事業者と協議する。

具体的な業務仕様に関しては、「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務 業務仕様書」を参照のこと。

2 支払区分

2.1 支払対価の区分

2.1.1 基本的な考え方

本事業の開始時における契約金額は、1.2 ①～⑥の事業に関するものだけであるが、その後委託者と事業者との契約の追加により、1.2 ⑦の事業に関するものを追加することができる。

また、それぞれの事業区分ごとに、対価は「初期費用」と「サービス費用」に分けられる。

初期費用は、サービス提供開始時から当該事業の運営管理期間終了時までの延べ払いもしくは事業完了基準による分割払いとし、サービス費用は、サービスの提供を確認するごとに支払う。

2.1.2 請求時期による支払区分

(1) 初期費用

システム及びデータの構築作業及びそれに関連するコンサルティング作業等、運営開始までに提供される SI サービスに関する費用。

なお、初期費用の占める割合は契約額の 1/3 を限度とする。

初期費用は、サービス提供開始時から当該事業の運営管理期間終了時までの延べ払い、もしくは事業完了基準による分割払いとし、支払タイミング（月次、四半期次、年次）については、契約交渉時に事業者と協議のうえ決定する。

(2) サービス費用

ソフトウェア・ハードウェア等の利用するシステム本体や、システムを運営・管理及び維持・更新する SI サービス、ヘルプデスクサービス等、運営開始後に提供されるサービスに関する費用。

なお、ソフトウェア・ハードウェア等のシステム資産は、原則として委託者で購入・保有等はせず、利用のみであることに留意すること。

サービス費用は、モニタリングによりサービスの提供を確認するごとに、当該期間分の費用を支払う。支払タイミング（月次、四半期次、年次）については、契約交渉時に事業者と協議のうえ決定する。

2.2 対価の減額

2.2.1 基本的な考え方

提供されたサービスを定期的にモニタリングし、その品質を確認する。その際、品質の低下が見られる場合には、支払う対価も減額されることとなる。

サービスの品質は、性能・機能・作業品質・マネジメント活動等、システムの提供結果や SI サービスの品質について評価するものとする。モニタリング時に、あらかじめ合意された基準を下回った場合にはペナルティポイントを付与し、支払い時にそれまでのペナルティポイントを集計し、対価を減額する。

サービスの改善活動や、システムの改良・コンサルティング等付加価値を高める活動等が行われた場合には、その価値を勘案し、評価ポイントを付与する。評価ポイントは、ペナルティポイントとの相殺を可能とすることで、事業者の自主的な改善活動を期待することとしている。

2.2.2 ペナルティポイント

(1) モニタリングの実施

事業者は、セルフモニタリング計画書を策定し、契約期間中、サービス仕様及び業務仕様を満たすサービスが提供できているかどうかを毎月セルフモニタリングし、翌月にその結果を報告する。

委託者は、サービスの提供結果とセルフモニタリングの報告を検査し、システムの状況やサービスの品質を確認（モニタリング）し、結果を支払タイミングごとに集計・確定する。

(2) サービスの改善

モニタリングの結果、サービス仕様及び業務仕様が達成されていない場合、委託者は事業者に対して改善勧告を行う。また、サービス仕様及び業務仕様が達成されないおそれが非常に高いと判断される場合には、改善注意を行う。

事業者は、委託者からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、委託者に提出し、承認を得なければならない。

改善計画書に従い、委託者と事業者は、相互に協力し状況の改善・回復に努める。その際、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、委託者側の責めによる場合は協議のうえ、事業者に生じた費用を委託者が負担する。その他の場合にあつては、改善・回復に要した費用は原則として事業者が費用を負担する。

(3) ペナルティポイントの付与

モニタリングの結果、サービスの品質に問題が確認された場合、委託者は事業者から意見聴取するなど十分な検討を行った上で、対象事象ごとに「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務 ペナルティポイント表」の事態の区分ごと、ペナルティポイントを付与することができる。

ペナルティポイントは、ポイント付与時から翌年度末までを有効期限とする。

2.2.3 評価ポイント

(1) 評価ポイントの対象

本事業においては、委託者が示すサービス仕様・業務仕様等の事業関連図書により規定した品質・機能を全て満たすことを求めているが、より高い品質のサービスが提供された場合や、より質の高い業務の実現に向け改善活動を行った場合等については、委託者は事業者の取り組みを評価し、一定の評価ポイントを付与することができる。

評価ポイントを付与する主な例として以下のものが挙げられる。

- ① システムの障害が全く無い等、システムの稼動結果が非常に良好であった場合
- ② 業務仕様を超え、利用者の便益が向上する機能・サービスが新たに提供された場合
- ③ システムの安定・品質向上に向け、事業者が自主的に改善措置を行った場合
- ④ 利用者の声を調査し、ユーザビリティの改善を行った場合

(2) 評価ポイントの付与

評価ポイントの対象となる取組が行われた場合には、事業者から評価ポイントの付与を申請し、本市が申請内容を審査し、付与するポイントを決定する。

評価ポイントは、ペナルティポイントとの相殺を可能とすることで、事業者の自主的な改善活動を促すことを狙いとしている。

ポイントの決定にあたっては、その成果を可能な限り金額換算し、1ポイント＝5万円を基準として評価ポイントを付与することができる。

評価ポイントは、ポイント付与時から翌年度末までを有効期限とする。

2.2.4 支払対価の減額

(1) 減額金の決定

支払タイミングが到来した時点で、委託者は、その時点でのペナルティポイントと評価ポイントを集計し、以下の式による減額金を、当該時点の支払額から減額することができる。

$$\text{〔減額金〕} = \{ \text{〔ペナルティポイント〕} - \text{〔評価ポイント〕} \} \times 5 \text{万円}$$

減額に使用されたペナルティポイント及び評価ポイントは有効期限を待たず消滅し、残りのペナルティポイントもしくは評価ポイントは持ち越しとなる。

(2) 減額の制限

減額にあたっては、以下の制限事項を設ける。

- ① 減額金の割合は、当該時点の支払額に対し30%以内とする。
- ② ペナルティポイントと評価ポイントが両方残存し、かつ減額を行う場合には、必ず相殺を行わなければならない。評価ポイントを残し、ペナルティポイントのみ採用して減額してはならない。
- ③ 相殺した結果、ペナルティポイントが30ポイントを超過した場合に減額を行う想定である。詳細なポイント計算ルールについては、契約交渉時に事業者と協議のうえ決定する。

2.3 解約

2.3.1 基本的な考え方

止むを得ない事由により事業途中で解約する場合、委託者は、サービスの提供を受けている部分のみ、履行済みの費用を清算する。制度変更等により業務の一部を実施しなくなる場合には、サービス全体から当該業務の占める割合を算出し、その分のサービス費用を減額する。

2.3.2 委託者の帰責事由による解約の場合

委託者の責により解約をする場合、委託者は、サービスの提供を受けている業務について、履行済み部分の初期費用・サービス費用のうち未払いの費用があれば、それを全額清算する。サービスの提供が開始されていないが、契約により構築を行っている業務については、初期費用の履行済みの割合を協議し、清算する。

2.3.3 事業者の帰責事由による解約の場合

事業者の責により解約する場合、清算の考え方は委託者の帰責事由の場合と同様であるが、事業者は、委託者が当該システム及び関連サービスに関し、別事業者へ無理なく継続及び移行するために必要な費用全額（別事業者がサービスを開始するまでに必要な初期費用を含む）を、違約金として支払う。また、サービスの移行に関連する作業（業務関連データの抽出・移行に必要なドキュメント提出・テスト等を含む）も全て負担・提供しなければならない。